

1 東京都認知症施策推進計画の位置づけ

- 都は、令和6年度から**TOKYO認知症施策推進プロジェクト**を始動
- 認知症基本法**が令和6年1月1日に施行され、都道府県は、国の基本計画を基本として、都道府県の実情に即した認知症施策推進計画を策定するよう努めることとされている
- 計画にプロジェクトの内容を含め、**教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組**を盛り込む

2 計画の方向性(計画期間:令和7~11年度)

基本理念(案)

認知症の人を含めた都民一人一人が支え合いながら共生し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる東京の実現

検討項目(案)

- ①認知症の人に関する理解の増進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥相談体制の整備等
- ⑦研究等の推進等
- ⑧認知症の予防等

検討に当たっての主な重点事項

- 【認知症との共生】
 - 社会の対等な構成員としての**認知症の人の参画と社会参加の推進**
 - 認知症の人が他の人々と共に暮らすことのできる**安全な地域づくり**
 - 家族等**に対する適切な支援
- 【治療・ケア】
 - 認知症の**早期診断・早期支援、治療・ケアの充実**
- 【研究】
 - 認知症の**発症メカニズムの解明、診断・治療、共生社会の推進等のための研究**



検討の進め方

認知症の人・家族等の意見を十分に聴きながら策定